

# 会 議 録

## 1 会議名

平成30年度大島区地域協議会審議事項検討小委員会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 協議

① 地域協議会が必要と認めて審議する事項について（公開）

## 3 開催日時

平成30年10月9日（火）午後6時から午後7時50分まで

## 4 開催場所

大島コミュニティプラザ2階 市民活動室1

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：石塚総子、内山愛治、高橋光成、武江一義、中村朝彦、早川丈夫
- ・事務局：大島区総合事務所 武田次長、小酒井班長、横尾主任

## 8 発言の内容

### 【武田次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・小委員会の委員全員の出席を確認、会議の成立を報告
- ・小委員会については条例で特に定めはないものの、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条の会長が議長となることを準用し、以降の進行は会長にお願いする。

### 【中村会長】

挨拶

- ・早速だが協議に入りたいと思う。

### 【武田次長】

（「上越市地域協議会委員の手引き」に基づき、自主的審議事項や意見書の提出の流れを改めて説明）

(早川委員からの資料を配布)

**【高橋光成】**

- ・今回の自主的審議の内容では、意見書にはならないということか。
- ・また、条例の具申案件事項と自主的審議事項はどこが違うのか。

**【次長】**

- ・意見書の提出の前に、もっと議論を深めてほしいということである。
- ・具申案件事項と自主的審議事項はどちらも同じである。
- ・諮問機関は答申をして任務が終わりであるのに対し、地域自治区の中の地域協議会は、それに対して意見具申権が付与されているところが他の諮問機関と大きく異なるところである。

**【高橋光成】**

- ・そうすると、この案件については、意見書ではなく、陳情にすべきということか。

**【次長】**

- ・市道の安全性と交通機関の向上については、例えば、資料の記載のとおり、高齢者の移動手段として電動移動カーの使用も多くなっており、また、高齢化が進むなかで、免許証の返納等もあり、今後さらに高齢者の移動が大変になると思われる。
- ・そのため、高齢者の移動手段の確保を大島区の大きな課題として捉え、今の道路状況では、高齢者が安全に、安心して電動移動カーを運転することができないため、早急に対応してほしいなどの議論をまずは深めていただきたい。
- ・地域では、どんなことに困っていて、どう解決すべきかを地域協議会で議論いただき、その結果、当区ではこれが必要であるということ意見を意見書としてまとめ上げていただくことになる。

**【高橋光成】**

- ・仮に、今回挙げられた電動移動カーなどを踏まえて検討すれば、各地区からの要望事項とも結びつき、地区要望自体も進む方向になるのか。

**【次長】**

- ・その他にも、いろいろテーマを絞ることが必要だと考えており、当区では、要援護世帯の除雪費補助金について、地域協議会が意見書を提出した経緯がある。
- ・地区間での補助金額の違い、落下式の屋根から落ちる雪の除雪費の可否について、基準の明確化、消雪にかかる燃料費の可否について、委員が意見を出し合い、議論

された結果、補助金に該当すべきもの、しなくていいものを整理して、意見書としてまとめ上げたところである。

**【高橋光成】**

- ・改めて案が出てきたが、それであればよいということか。

**【次長】**

- ・今程の説明は、お配りした配布資料の内容をきっかけとして、より深く議論を深めていただきたく、一つの事例として説明したものである。

**【高橋光成】**

- ・もっと協議の場を広め、地区振興協議会や町内会長連絡協議会の委員などとも具体的な話を行い、その結果を自主的審議事項として検討し、進言するとういうことでよいのか。
- ・だが、このような問題になった理由の一つには、町内会長をはじめ、地域住民が地区要望の対応に対し、不満を持っているためである。
- ・しかも、大島区には市議会議員もおらず、どこにこの問題を話して、進めていけばいいのかという不満から、このような状態になった。
- ・地域を知る職員として、どうすべきかを指導していただかなくては困ってしまう。

**【次長】**

- ・地区要望を挙げても実施されないことに対し、地域の皆様が不満を持っておられることについては、十分に承知している。
- ・地域の要望を取りまとめていただいた地区振興協議会や町内会長連絡協議会などから、浦川原区総合事務所、あるいは都市整備部に対し、予算確保や早期着手に尽力してほしいと陳情する方法もあると思っている。

**【高橋光成】**

- ・市の状況や事務局の立場も理解しているつもりだが、今回の提案は受け付け難いというような感じに受け止められる。

**【早川】**

- ・これまでの説明や議論の中で、箇所を特定した意見書はよくないということで、私なりに、個別の要望箇所を出さず、もっと広い視点で、柔らかく作ったつもりである。
- ・先程の事務局の説明で、住民がどのようなところで困っているのかという話があっ

たが、そういう視点でもっと掘り下げていけば、少しは意見書として提出できる可能性があるのかもしれない。

**【高橋】**

- ・逆に掘り下げると、尚更、審議事項に入りませんという状態になるとともに、我々が要望箇所を個別に判断していく状態になると思う。
- ・具体的に地区振興協議会や町内会長連絡協議会と相談すれば、当然ながら具体的な意見が出てくると思うが、それを進言していけるのか。

**【次長】**

- ・地区要望に限っては、実現に向けての働きかけは、町内会長連絡協議会や地区振興協議会が行うべきと考える。

**【高橋】**

- ・では、地区要望については、町内会長連絡協議会が前に立って動くことが一般的として捉えてよいか。

**【次長】**

- ・地区要望に対する市への不満については、早川委員が協議会の中でも進捗を高めるためのご発言をいただき、本日も資料を提示されたことから、会議録にも記録として残っている。
- ・また、地域協議会には、必ず、浦川原区総合事務所の産業グループ長及び建設グループ長が出席しており、皆様のご意見は浦川原区総合事務所長も承知されている。
- ・そのため、今年度からは当区並びに浦川原区総合事務所の所長をはじめ、担当者が実際に現地を確認しながら、詳細に状況をお聞きしたほか、その場で、市の方針等も説明しながら、今後の対応を相談している。
- ・すべての不満が解消できたとは考えていないものの、その辺の不満は解消できたと考えている。

**【高橋】**

- ・浦川原区総合事務所長や担当者が来て、実際に現場を確認していただいたことは良かったと感じている。

**【次長】**

- ・地区要望の対応、特に現地確認については、先程の説明のとおり改善しており、今後も同様に職員が実際に地域に出向き、直接お話を聞かなければ、ますます住民が

離れていってしまう。

- ・また、市の事情など、お伝えすべきことは現地で直接お話するとともに、現場の写真や話だけではつかみ切れず、地域と行政が相違のないよう、必ず現場に行くこととしたものである。

**【高橋】**

- ・11月上旬に開催される町内会長連絡協議会で、総合事務所から地区要望を議題として出してもらえるのか。

**【次長】**

- ・町内会長連絡協議会長と相談し、要望書を出すということであれば、議題に挙げ、町内会長の皆様の意見を伺うという提案はできる。

**【中村】**

- ・陳情や要望書として、地区振興協議会あるいは、町内会長連絡協議会が動くことは、大変良いことだと思う。
- ・ただ、地域協議会として、地区要望などの問題について、何も言えないということが仕方のないことなのか。もし、地域協議会でこの問題について提言できるのであれば、地域協議会の業務範囲の中で言っていかなければいけないと思う。
- ・案件により、地区振興協議会がすればよい、あるいは町内会長連絡協議会がすればよいと言ってしまうと、地域協議会のすることがなくなってしまい、ただ、諮問が来たときだけ審議すればいいということになる。
- ・年々、諮問事項も少なくなっており、諮問が来た時だけ審議すればいいという話にもなってしまい、存在意義もなくなってしまう。

**【次長】**

- ・早川委員が提出された資料を見ると、大島区の課題は、高齢者が増えている中における移動手段の確保だと見受けられる。
- ・例えば、午前中にほくほく線で直江津に向かうには、9時5分の次の電車が11時28分までないことや、公共交通についても大島区は混乗バスを運行しているが、利便性はどうか、高齢者の移動手段は確保できているか。
- ・こういった議論を深めていくと、地区要望の道路や橋の安全性などにも結び付き、話が広がっていくのではないかと考える。

**【高橋】**

- ・町内会長が困りごとを話し合う機会があればよいが、結局は、個人が総合事務所に話をするしかなく、挙句、黙っていると、いつになっても対応してくれない形になってしまう。
- ・市と町内会長の連携を密にし、前に進むようなにならないければ、いつまでたっても同じ形になってしまう。

**【次長】**

- ・それを後押しなり、バックアップするのが、地域協議会の役割ではないのかと思っており、先ほども申し上げたとおり、地区要望については、町内会長連絡協議会や地区協議会などが積極的に動き、地域協議会では、地域の皆さんが切実に考えているテーマを取り上げて、それを掘り下げていくものであってほしいと思っている。

**【高橋】**

- ・住民から出た要望であるため、地区要望が切実な問題なのではないか。

**【次長】**

- ・先ほども申し上げたが、危険箇所等は、当総合事務所のほか浦川原区総合事務所も現地を確認し、その解決策は県とも相談しながら話を進めている。
- ・決して、皆様からの要望をそのままにしていることはない。

**【高橋】**

- ・前向きに動いていただいているのだろうが、それが目に見えないため不安になる。
- ・また、この総合事務所に担当グループがなくなったことも、起因していると思う。

**【次長】**

- ・特に、浦川原区総合事務所との連携は密接に行い、情報共有を図っている。
- ・当総合事務所へ連絡があった事項は、浦川原区総合事務所の担当へ必ず繋いでいるが、動きのない案件については、私どもの力不足もあるかと思う。

**【早川】**

- ・地区要望の進捗に関しては、一旦、議論から外し、高齢者支援などで、意見書を出すことを考えた方がよいのか。

**【高橋】**

- ・町内会長連絡協議会がどのように地区要望を考えているのかを確認しなければならず、こちらから押し付けることはできない。
- ・町内会長連絡協議会からの要望書であれば、特定された箇所を明記し、要望するこ

とはできるのか。

**【次長】**

- ・既に地区要望により箇所を特定しており、改めて明記しても問題ないと考える。

**【高橋】**

- ・町内会長連絡協議会が要望書を提出しても、浦川原区総合事務所で止まってしまっただけになるのではないか。
- ・木田庁舎などの担当部署まで要望が届かないのではないか。

**【次長】**

- ・何度も申し上げるが、地域協議会は陳情などをする機関ではないということを承知いただきたい。

**【小酒井】**

- ・大島区の産業・建設関連は、浦川原区総合事務所が担当しており、まずは、そちらに話をするのが妥当だと考えている。
- ・今年度から地区要望については、現地確認方法を改善するなど、これまで以上に取り組んでいるが、それでも要望が実現しないということであれば、木田庁舎の担当部局や所管部長へ要望していく方法も考えられる。

**【高橋】**

- ・町内会長連絡協議会が市議会議員を通さず、陳情することはできるのか。

**【次長】**

- ・可能である。

**【中村】**

- ・町内会長連絡協議会で行うことはそちらに任せ、われわれ地域協議会として行う話し合いを続けたい。

**【高橋】**

- ・地域協議会委員が地区振興協議会等の委員も担っている方もおられ、その中で出された話であり、地域協議会が議論しなくていいということにはならないと思う。

**【次長】**

- ・そうではなく、繰り返しになるが、地域協議会の機能と権能、または存在意義を考えた場合、要望活動をすることはどうなのかということである。

**【中村】**

- ・それぞれの要望活動は、提案団体がもっと強く行っていくこととするが、今回、早川委員が提示した資料は個別箇所の要望にはなっていないが、地域協議会からの要望としてはどうなのか。

**【次長】**

- ・これまでも要望事項の達成状況や進捗度合について議論されてきたが、市の対応を早めてほしいことは十分に理解している。
- ・しかし、修繕要望等ではなく、地域の課題は何かということから議論を始めていくことが本筋であると考えます。
- ・地区要望の対応の遅れについて意見するのではなく、大島区の住民が生活する上での切実な思いや課題を見つけ、解決策を提案していくことが本来の地域協議会の在り方ではないか。

**【内山】**

- ・この内容では、地域協議会で要望するにふさわしくないということか。

**【次長】**

- ・この資料を基とし、地域協議会ではより深く、議論を交わしていただきたい。

**【中村】**

- ・具体的に議論を深めると言っても、他の団体や地域住民と意見交換をしても、何も出てこないのが事実であり、主に修繕等の個別案件は出てくるが、全体的かつ具体的な発想等は出てこない。

**【次長】**

- ・これまで自主的審議事項に定めていた少子高齢化問題についてはテーマが大きすぎて、論点の整理もできない状況であったと思う。

**【武江】**

- ・基本的には、各団体の意見を吸い上げてこういった形の提案になったのであって、それを白紙に戻し、また始めから議論し直すということについてはどうかと思う。

**【早川】**

- ・運転免許証の返納や電動移動カーの利用状況等の実態を調査し、分析しながら、具体的な課題も整理して、考えていったらどうか。

**【次長】**

- ・高齢者の安全確保や交通の利便性を視点に、大島区全体の道路状況を見た場合、安



心して電動移動車を運転できる状態になっていないため、道路の安全管理が必要であるとの結論に至ってもよいのではないかと。

**【高橋】**

- ・高齢者のみならず、例えば、通学路として子どもや地域住民が利用する道路等の危険箇所についても検討できないのか。

**【次長】**

- ・危険箇所の修繕など、個別具体的な箇所も含め、地域協議会として重点的に取り組むべき事項ということになればそれは一つの結論にもなる。
- ・しかし、そのような問題は、当区だけではなく、他区でも同様な状況が考えられる中において、すべての地域協議会が検討し、要望を出しては、收拾がつかなくなると考えられる。

**【小酒井】**

- ・危険箇所も含め、個々具体の事案をもって協議するのではなく、地域協議会が地域課題をどのように捉え、どう解消すべきなのかという議論が必要と考える。
- ・高齢者や通勤通学の安全安心の確保などを広く見据え、どうしていくかを検討していくべきではないか。
- ・そのため、個別具体の要望は地域協議会ではなく、実際に要望している団体から話をいただくというのが本筋ではないか。

**【高橋】**

- ・町内会長連絡協議会や地区振興協議会の要望を踏まえ、地域協議会はもっと大きな形の中で議論していくということか。

**【内山】**

- ・地区要望の進捗率が低いということが問題であれば、町内会長連絡協議会で要望書をあげればよいということになる。

**【高橋】**

- ・地区要望については、地域協議会の中でも市からの回答や進捗状況を見せてもらっているため、地域協議会で意見をしてもいいのではないかと。

**【次長】**

- ・地域協議会の中で意見をすることは何ら問題はないし、重要な問題があれば、質問等をすることもかまわない。

### 【高橋】

- ・他区では、同じように要望事項があげられていると思われるが、このような話はないのか。

### 【小酒井】

- ・他区においても、地域住民と総合事務所の懇談の場では当区と同様に、修繕要望等が多く、地域協議会委員も直接ご意見を聞いているものの、それをもって地域協議会が意見書を提出する話はない。
- ・要望事項の進捗率についても、大島区だけが低いということではなく、一定の基準に基づき修繕を行っており、説得力がない。

### 【中村】

- ・他区と比較して議論しても意味がないので、今回の議題の中には入れていないが、大島区のように、一市道全線のガードケーブル等が壊れている区はないと思うし、あれば教えてほしい。
- ・管理方法についても、地域によって異なっていると思うし、合併前から業者自らが修繕するなど、大島区と違った修繕や管理をしているのかもしれない。

### 【次長】

- ・他区における市道のガードケーブル状況については把握していない。
- ・ただし、大島区とは違った日常生活での不便を感じているため、それに対するご意見、要望はお聞きしたことはある。

### 【武江】

- ・話をすればするほど、今回、配られた意見書は良くまとめられているが、このまま提出したらどうなるのか。事務局はこの意見書を無くしたいのか。

### 【次長】

- ・決して、そのようなことではない。だが地域協議会において、この意見書に基づいた意見交換をしてきたか。自主的審議の中では、進捗率が低いことを話し合っただけで、住民がどこに困っているかを議論せず、単に市の対応が遅いということに始終していた。
- ・要望を単に実施してもらえないという意見書では意義が薄く、自主審議も同様に始終このような話をしていると、市所管課も会議録を確認する際、どう回答したらよいか非常に迷うと思う。

【高橋】

- ・浦川原区総合事務所が大島区の産業や建設部門を担当しているが、地区要望に対して正式に回答をしているか、必要に応じて進言されているのか、我々にはわからないことであり、本心はそれを伝えたい。

【次長】

- ・それを地域協議会が意見書として出すものなのかどうかである。

【高橋】

- ・では、どこに伝えればよいのか。

【小酒井】

- ・改めてお考えいただきたいが、地区要望書の作成や提出団体はどこなのか、先程、次長が説明したとおり、委員の皆さんは、実際に地域の声を聞き、地区要望の内容も承知し、地域協議会の中で話し合っている。
- ・進捗率を高めてほしいことは承知しているが、まず、地区要望を提出された組織との話合いもせずに、地域協議会が意見書を出すべきものなのか疑問である。
- ・地区要望書だけでは実施がされず、状況を見ながら、早期実施をお願いしても話が進まず、地域協議会に依頼があり意見書を出すのであれば、事務局の対応も違ってくる。

【高橋】

- ・当然、地区振興協議会の中で要望事項の話合いをしており、一切、していないというわけではないことは理解いただきたい。

【小酒井】

- ・地域協議会として、意見書を出すということまで話合いがなされているのか。

【高橋】

- ・地域協議会での自主審議の結果、意見書を提出すると話し合われたところであり、その際に、今回のような話をしてもらえればよかった。

【次長】

- ・その点は、事務局もしっかりと整理し、説明できずにいたことをお詫びする。

【中村】

- ・地区振興協議会との話合いは、改めて行う必要はないと思う。
- ・他地区はわからないが、保倉地区では、地区要望を出すにあたり、地域協議会委員

も一緒に現地確認を行い、要望をまとめている。

- ・保倉地区振興協議会から、地域協議会へ意見書を提出するよう決議があるわけではないが、地域協議会の中でこの案件をもっと審議してほしいと言われてやっている。
- ・地区振興協議会と全く関係ないところで動いているわけではない。各町内会長も当然ながら関係している。他の地区も同様なのではないか。

#### 【小酒井】

- ・保倉地区の状況は承知したが、他の地区振興協議会も保倉地区と同様に、地域協議会が意見書を提出することを望んでいるのかどうか。

#### 【早川】

- ・大島地区も保倉地区と同様である。

#### 【石塚】

- ・菖蒲地区は少し違い、地域協議会委員が地区要望を聞いて、対応していくことは別として認識しており、そのようなことも含め、出張地域協議会も菖蒲地区での開催を断っている。
- ・ある町内会長は、地域協議会で改めて地区要望をすることで話が通って、町内会長連絡協議会や地区振興協議会が要望してきたことは何だったのかとなるとも言われた。
- ・先程、各地区振興協議会等との話し合いは、改めて行う必要はないという意見もあったが、それぞれの団体が別々に要望しても進んでいかないのであれば、話し合いは必要であり、意見も地域の総意とした方が説得力もあるのではないか。

#### 【高橋】

- ・地区要望は4つの地区振興協議会が要望しているわけであり、改めて要望することについて問題はないと思うが、各地区振興協議会と話し合って納得していただかなくてはならない。

#### 【次長】

- ・例えばだが、4地区から様々な要望が上がっている中で、大島区として最優先案件はどれかと、担当部局等から聞かれた場合、地域協議会は明確に答えられなければならないと思う。
- ・そして、各地区のいろいろな切実な思いがある中で、大島区全体の優先案件を話し合えるのは、地域協議会しかないのではないかと考える。

**【石塚】**

- ・発端は、市道の安全管理の問題ということだったが、危険個所の改善や改修が目的ではないかと考える。
- ・高齢者の移動手段は大事だが、それを問題にしたいわけではなく、命に係わる危険個所の早期改善を求めているにも関わらず、進まないという状況の中で、自主的審議を始めることになったと思っている。
- ・地域協議会での話合いの行き着くところは、そこであり、利便性等は次の話ではないか。

**【高橋】**

- ・この案件は、各地区の地域振興協議会等が主体となり取り組んでいくべきで、地域協議会ではないということか。
- ・そこをしっかりと教えてほしい。

**【次長】**

- ・そういった考えではなく、意見書は陳情のようなものではなく、現状を踏まえて、今後の対応を考えてほしい。

**【高橋】**

- ・地域協議会で良いのか悪いのか、はっきりさせないといけない。もし、意見書が難しいのであれば、どうしたらいいのかということをご指導してもらいたい。

**【次長】**

- ・何度も申し上げているとおり、大島区の課題から話合いをしていただきたい。

**【高橋】**

- ・課題を見つけて検討することを地域協議会がするのか、各地区振興協議会へ任せ、まとめて意見を出してくださいということなのか。

**【次長】**

- ・その線引きをする必要があるのか。

**【中村】**

- ・論点は、大島区の課題とは何かということになる。その課題は事務局だけが分かっている、委員は分かっていない。
- ・意見の違いもあるかもしれないが、我々が課題だと思っているこのことが、課題なのではないか。

【次長】

- ・これとは、具体的に何か教えてほしい。

【中村】

- ・具体的には、安全施設が破損したまま放置されていたり、雪崩の危険箇所をいつまでも対応してくれないとか、それが課題である。

【次長】

- ・では、地域協議会委員の皆さん全員で、課題の現場を実際に見ているのか。
- ・例えば、委員全員で現場を確認したうえで、本当に課題として捉え、議論しているかどうかにより、意見書の内容や密度も変わる。
- ・提出された地区要望への対応はもちろんのこと、地域の皆さんの意見は尊重すべきものの、それが当区の課題であるかは疑問がある。
- ・単純に委員全員で現地を回ればよいというものではなく、また、課題がわからないとの話が合ったことから、課題を見極めるための一例を述べたものである。

【高橋】

- ・今程、説明されたように、次回の地域協議会で話を出し、全員で現場を回ろうとなれば話が前に進んでいくのではないかと。

【次長】

- ・それは、事務局提案とするのか、皆さんがそのようにしていくということか。

【高橋】

- ・これまで、地域協議会で検討してきたことが認められず、今回、小委員会を立ち上げ協議しているが、これまでと同じような事態にはならないのか。
- ・地域協議会の議題の中で、地区要望の現地視察をしなければ、審議したとはみなされないのか。

【次長】

- ・事務局としては、意見書を提出するのであれば、明確な回答を得られるものにしたと考えている。
- ・今回の内容で意見を挙げた場合、担当部局では、会議録を確認するなかで、実施率が低いことは認識できるものの、恐らく回答としては、優先順位を付けた中で緊急度の高いものから実施していくとの一般的な回答で終わってしまうと思う。

【高橋】

- ・各地区振興協議会が市議会議員に状況を説明し、早期実現に向けた陳情を行う方法もあるのではないか。

【次長】

- ・地区振興協議会長の皆さんが、市議会議員へ個別に話をするのか、4地区をまとめるのか、その効果についても事務局としては答えようがない。

【内山】

- ・今回の案件を、どうすべきかを相談しないと時間を費やすだけで進まない。

【武江】

- ・先程の説明にもあったが、この案件をそのまま提出した場合、優先順位を決めてしっかりやっていくとの回答だけで終わってしまう可能性がある。

【内山】

- ・町内会長連絡協議会との連名で意見を提出するにしても、各町内会長としっかり協議をしながら、文面も見直せばよいのではないか。

【次長】

- ・何度も申し上げるが、この件は文面の問題ではなく、議論から始めるべき事項であり、その中で本当に修繕あるいは撤去が必要で、早期に実施しなければならないものなのか、しっかりと見極める必要があるということを説明している。

【高橋】

- ・地区要望の回答では、撤去を行うなどの詳細は書かれていない。

【次長】

- ・それらは、今回の現地確認の際に、その場で話し合われている。

【高橋】

- ・そういった話合いが行われたことは良いことである。
- ・この案件については、会長と副会長、事務局とで今一度、検討してほしい。
- ・この内容では意見として適さないということであれば、次の方向も見えてくる。

【次長】

- ・事務局が意見そのものを否定しているものではないことだけは納得していただきたい。そのために、時間をいただいて説明してきたつもりである。
- ・本日の会議は公開であり、会議録や意見書も閲覧されるが、大島区地域協議会が、陳情団体になったと捉えられることは避けたいと考えている。

【早川】

- ・私もこれ以上、どうすべきなのか案が浮かばないが、事務局と相談していきたい。

【中村】

- ・本日はこれで区切り、改めて検討することとしてはどうか。
- ・前回、意見書を提出するにあたり、委員全員で現場確認を行ったことがある。委員は他地区の状況も確認でき良かったという雰囲気はあったが、事務局からは、その段取り等も含め猛反対された。
- ・そのこともあり、今回は、現場視察はやめた方がいいのではないかなと思っていたところもある。

【次長】

- ・議論が深まるのであれば、事務局としては、現場確認は必要と考える。

【中村】

- ・いずれどういう形でまとめるにしろ、もう一度は小委員会を開いたらいかがか。

【高橋】

- ・議論ではなく、結果を報告していただくことでよい。

【石塚】

- ・仮にこの意見書を提出すれば、市長へも届けられるのか。これまでもそうであったが、山間部の人たちはおとなしいと思われている風潮も感じており、それを見つめ直していただければ、よいと思う。

【武江】

- ・今日は、この案件を行政がどう後押ししていくのかが聞けるものと思って来た。

【次長】

- ・皆さんが議論を深める中で、様々な意見が出されるようであれば、事務局も一緒に考えることもできるが、何の段階も経ずにいる現状では、助言や意見書の可否の判断すらできない。
- ・地域の困りごとに対して市として解決または対応策を考えなければならないが、限られた予算の中では、すべてに対応することはできない。そのため、優先順位をつけながら、最も必要なものを絞り込む作業も必要である。

【高橋】

- ・地域協議会が各地区の振興協議会等に対して、地区要望の優先順位をつけてくださ



いよという要望を検討してもいいのか。

【次長】

- ・地域協議会で議論を深めるにあたり、各地区から要望事項の優先順位を付けてもらわないと判断ができないという話であれば、それはそれでよいと思う。
- ・その中で、意見を出し合い、話し合ってもらえることで、事務局としても論点を整理しながら、皆さんの考えをまとめることもできる。

【中村】

- ・もう一度、開催する場合、来週にでも実施することは可能か。

【次長】

- ・フリーディスカッションであれば、いつでも可能である。

【高橋】

- ・地区振興協議会から会議に出席してもらうことはできないか。

【中村】

- ・傍聴はできるが、地域協議会の審議の中に入ることはできない。

【次長】

- ・小委員会ではなく、小委員会のメンバーと地区振興協議会との意見交換会であれば問題はないと考える。

【中村】

- ・地域協議会の委員は、地域でも何らかの役員を担っており、いろいろと忙しい中で無理矢理に意見交換は行わなくてもよいと思う。
- ・本日の委員の中にも町内会長がお二人いらっしゃるが、例えば、町内会長連絡協議会の議題にあげてもらえる形もよいのではないかと思います。

【高橋】

- ・まだ、地区要望の回答は来ていないと思ったが間違いないか。

【次長】

- ・次年度の予算への反映も含めるため、例年、回答は2月になる。

【中村】

- ・日程も含め、今後の進め方を考えることとして、今日は、これで閉会することによいか。

(異議なし)

- ・では、以上をもって平成30年度大島区地域協議会審議事項検討小委員会を閉会とする。

## 9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-594-3101（内線 61）

E-mail：oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。